

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors.

AA 研共同利用・共同研究課題

「イスラーム聖者廟の財産管理に関する史料学的研究：イラン・サファヴィー朝祖廟を事例として」(2018～2020 年度)

2019 年度第 1 回研究会 (通算第 4 回)

日時：2019 年 6 月 29 日 (土)・30 日 (日)

開催場所：AA 研 301 セミナー室

研究会報告

本共同研究第 2 年次最初となる本研究会は、昨年度 (2018 年度・初年次) に研究にデータベース化の基礎作業を開始したサフィー廟寄進地記録‘Abdi Beg 編 *Ṣarīḥ al-Milk* の史料学研究として、2 報告を中心に行われた。

まず第 1 日目は、共同研究・第 2 年次の趣旨説明の後、杉山雅樹 (AA 研共同研究員・京都外国語大学) が *Ṣarīḥ al-Milk* 写本 (M3719, K2734) に収録された、ティムールに帰せられるサファヴィー家へのワクフ文書に関する報告を行った。先行研究では信憑性は無いとされた文書であるが、収録された法文書の書式・語法の時代の推定、先行研究で使用されていない異写本との照合を含め、検討すべき問題は多く残された史料であることが明らかになった。討論の中では当該ワクフ地が失われたことに言及するサファヴィー朝期史料も存在することが指摘され、ティムールに仮託されたワクフがサファヴィー朝時代どのような権威を持ち得たかという興味深い課題も改めて確認された。

2 日目は、渡部良子 (AA 研共同研究員・東京大学) が、*Ṣarīḥ al-Milk* の中から、サフィー廟最初期のワクフ群である名祖シャイフ・サフィーのワクフに関わるテキストを取り上げ、ワクフ文書そのものが現存しないサフィーのワクフ物件の正当性を *Ṣarīḥ al-Milk* がどのように示そうとしているかについて論点を整理する報告を行った。2 つの報告により、‘Abdi Beg 編 *Ṣarīḥ al-Milk* が、単なる寄進地目録に留まらず、長期にわたり蓄積されてきたサフィー廟の財産を正当化し、権威づけるための様々な意図を反映した複雑なテキストであることが明らかにされた。2 日間にわたる報告・討論を踏まえ、この *Ṣarīḥ al-Milk* の研究をどのように進め、有効な史料データの作成につなげていくか、今後の方針・計画が検討された。

(文責：渡部 良子)

研究報告要旨（各報告者自身の執筆による）

杉山 雅樹（AA 研共同研究員・京都外国語大学）

「『ティムールのワクフ文書』に関する予備的考察」

本発表では、サファヴィー朝期に編纂されたサフィー廟不動産登記目録 *Ṣarīḥ al-Milk* の一部の写本に収録されている『ティムールのワクフ文書』について、今後本格的な検証に入る前に、必要となる予備的調査の報告を行った。

まずは、この文書とほぼ同じ内容を持つ『ティムールの認証付き文書』を検証した H. Horst の研究 (*Tīmūr und Ḥōḡā ‘Alī*, Mainz, 1958) に依拠しつつ、本文書の全体的な構成を確認した後、文書の来歴に関する逸話や、ホージャ・アリー（1427 もしくは 1429 年没）とティムール（在位 1370～1405 年）との邂逅に関する逸話の内容を検討した。その結果、少なくともこの史料がティムールによるワクフ文書そのものではありえないこと、仮にかつて文書そのものが存在していたとしてもサファヴィー朝期に大幅な変更が加えられていること、を指摘した。

続いて、本文書に含まれる売買文書の一つ採り上げ、全体の構成や書式、定型句を確認した。それによって、本文書で使用されているアラビア語の定型句が多くの誤りを含んでいること、代金を表記する際の貨幣単位がティムール朝期の史料で通常使用されている表現とは異なること、が明らかになった。

今後は、売買文書だけでなく、ワクフ文書部分の書式や定型句についても、同時代または近い時代に書かれた文書のものと比較検討し、本文書がどの程度オリジナルを反映しているのか、という点を改めて検証したい。また、そもそもこの『ティムールのワクフ文書』が *i* の一部写本に収録された意義や、文書が完全な偽物とみなしうるような場合にはワクフ設定者としてティムールが選ばれた理由についても、考察の対象としたい。

渡部良子（AA 研共同研究員・東京大学）

「*Ṣarīḥ al-Milk* アルダビール Alghir 村項目のシャイフ・サフィーの「ワクフ文書」：初期サファヴィー教団資産形成に関する史料の再整理」

サフィー廟ワクフ・所有地の最古層をなす名祖サフィーユッディーンワクフ文書は現存せず、*Ṣarīḥ al-Milk* アルダビール郡部一村（第3番目、Alghir 村）の項目に抜粋・要約の形

で収録された後継者サドルッディーン時代の 2 文書がその主な根拠となっている。このテキストは初期サファヴィー教団の財産集積について詳細な研究を行った M. Gronke, *Derwische im Vorhof der Macht, Stuttgart* (1993)においても分析され、イルハン朝滅亡後の混乱期におけるサドルッディーンの教団財産再建・保全の戦略を示す史料と位置づけられているが、本報告はこのテキストを再読し、ワクフの証明がどのように行われているのかを確認することを試みた。

テキスト再読により明らかになったのは、以下の 3 点である。

(1) サフィーのワクフの証拠文書は、サフィー没後すぐサドルッディーンが作成させた相続人の収益分配規定書、またその後の一時的亡命を経て帰還後作成させた、サフィーのワクフと自身の管財職任命を多数の証人の証言とカーディーの認証により証明する文書である。恐らくアラビア語原文をペルシア語で抜粋要約したテキストから原文書を再構成することは不可能だが、ワクフ文書喪失の際の認証、証言文書に位置付けられるものであり、その機能や証拠としての引用法を、同時代の同類型文書との比較から検討する必要がある。

(2) これらの文書の成立経緯を Gronke 研究以後に刊行された文書史料も併せ再構成すると、イルハン朝滅亡後の混乱期、サファヴィー教団が政治権力への接近や地域社会構成員との交渉により自己の権利を保護・回復する文書を獲得していたことが跡づけられる。財産保全における文書の有効性が、改めて確認できる。

(3) ‘Abdi Beg がこれらの文書をなぜアルダビール郡部の 3 番目の村落の項に収録したのか理由は定かではなく、*Şarīḥ al-Milk* 編纂手順を考える上で検討すべき問題である。また ‘Abdi は、当該 2 文書を「ワクフ文書 (waqfiya, waqf-nama)」と称しサフィーに帰されるワクフ地正当性の根拠に繰り返し利用している。所有権に関わる十全な証拠文書を欠く物件も少なくないサフィー廟ワクフ・所有地の目録編纂を ‘Abdi Beg はどのようにして行ったのか、当時の法制度・慣行の中に位置付け検討する必要も明らかになった。